

会 議 録

会 議 名	八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子どもにやさしいまちづくり部会 平成29年度 第5回会議	
日 時	平成29年 10月16日(月) 午後6時～7時30分	
場 所	八王子市役所 805 会議室	
出席者氏名	委 員	井上仁部会長、中込順子副部会長、荒井容子委員、石田健太郎委員、岡崎理香委員、立石晴美委員、田中伸幸委員（部会長、副部会長、以下五十音順）
	関連所管	
	事務局	中正子どものしあわせ課長、渡邊児童青少年課長、大澤課長補佐、後藤主査、井垣主査、下谷主査 他
欠席者氏名	後藤高浩委員	
議 題	議事 1 子どもにやさしいまちづくりについて	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	別紙のとおり	
会議の内容	別紙のとおり	
会議録署名人	平成30年5月28日 (中込 順子)	

配付資料

八王子子どもにやさしいまち条例（仮称）中間報告骨子

【中正子どものしあわせ課長】

今回は前回の会議の続きです。子どもにやさしいまちづくりを進めていくための方針の提言内容をまとめていきます。進行につきましては、井上部会長にお願いします。

【井上部会長】

では、前回の続きということで、子ども育成計画に載せている「子どもにやさしいまち」の理念等について、もう一度確認をします。

今日お渡しした資料は、基本的理念について、皆さんにご議論いただいた中身をまとめたものです。児童福祉法が改正され、60 数年ぶりに児童福祉法の大きな理念が改正されました。私たちが子ども育成計画に盛り込んだ内容が、児童福祉法第一条に書かれています。子ども育成計画は、子どもの権利をもとにして、子どもにやさしいまち八王子の実現を目指そうと 3 年前に策定されました。私たちが大きな関心を持っている「子どもの参画」につきましては、児童福祉法第二条に「社会のあらゆる分野において児童の年齢や発達に応じて意見が尊重されその最善の利益が優先される」ということが明記されました。それを受け、同条第三項に国及び地方公共団体の責務が明記されています。さらに同法第三条には、子ども育成計画のもとになる考え方が改めて明記されました。自治体は何をどうするのかということが、子ども育成計画及び条例制定の中身になってきます。

その中で、これは分科会本体の方で取り組むことですが、児童福祉法の改正により、何が足りていて何が足りていないのかということの検討が求められています。一つ目は、ワンストップサービス。これは子ども育成計画に盛り込まれていない事項です。委員会では拠点型保育所など、様々な意見が出ていました。国は今回の構想に、市町村母子健康包括支援センター設置を入れました。子育て世代包括支援センターとして、ワンストップサービスの位置付けとソーシャルワーカーなどの専門職の配置を行い、平成 32 年度末までには全国展開するという方針です。社会福祉審議会では、八王子型の地域福祉拠点が今回の地域福祉計画に盛り込まれるかと思えます。その考え方が市町村母子健康包括支援センターの考え方に近いですが、地域福祉拠点には子どもという視点では入り込んでいません。また、児童福祉法第 25 条では、要保護児童対策地域協議会の設置に関し、専門的な職員を置くことが求められています。八王子市の場合でも、ワンストップサービスの拠点と専門職の配置などの課題が出てくるでしょう。

妊娠期からの支援ということについて、八王子市はネットワーク型で実施しています

が、拠点化を含めて連携していく必要があり、学校との連携も新しい課題として提起されています。虐待防止法との関連もありますが、児童福祉法第 27 条に情報の提供と守秘義務に関しての規定が新設されています。具現化をどのようにしていくのかということも今後は求められていきます。それから③虐待防止に関して、八王子ではネウボラを始めており、妊娠期からの総合的な対策ということで、形は作ってあります。今後は、その受け皿としてショートステイやトワイライトなども含めた保育の多様化について、どうするのかということです。さらに、保育の質が今大きな課題になっていますが、各サービスのガイドラインなどについて、今後検討が必要です。一番大きいのは保育人材の取り合い。八王子としてもどのように人材育成に対応していくのが求められています。

ここからは、前回皆さんと検討してきた「子どもにやさしいまち」について、ユニセフがどのように提言しているのか。もう一度見直していきます。

1 点目が、一番大きい課題で子どもの参画。形だけではなく、実際に子どもの意見が活かされる仕組みをどう作るのかが問われています。子ども育成計画を含めて、どう実現するのかということが、まず一つ大きな課題です。

2 番目が、やさしいまちを作るための法的な根拠をどう作っていくのかということです。条例という話が出てきていますので、これをどのように専門委員会で受けて、どのようにやっていくのかということが求められています。条例化というのは、ユニセフが示す条件の一つということです。

それから 3 番目、都市全体に子どもの権利を保障する施策ということになります。八王子の場合は児童福祉分科会を持っている中核市なので、施策の体制整備はある程度できています。そこに子どもの参画などを含め、どう実現するのかということが課題です。

4 番目として、ユニセフでは子どもの権利擁護部門または調整機構を求めなさいということになっています。八王子市は、権利擁護機関は持っていないので、調査部門と事務局の設置が求められます。また、子どもへの影響調査、アンケート調査等を実施しており、評価作業も実施していますが、そこに子ども・若者の制度化が必要です。

子どもに関する予算に関しては、(6) と連携しますが、子ども育成計画などがそれらの役割を果たしていると考えれば、予算化の話は一定程度クリアできるのかなと思います。

(7) の評価に関しましては、子ども育成計画は評価表が公表されていますから、ここ

に子ども・若者の評価を追記したり、権利擁護機関ができれば、それらの審査に関する報告書を公表するという仕組みが必要になってきます。

(8) について、八王子は子育てプロモーションをやっていますので、どのように情報を発信するのか、今後、大きな課題になってくるかと思います。

(9) は独自の活動ということですが、何をどう作るのかというところが欠けています。例えば、子どもの権利擁護機関、障害やいじめなど包括した第三者機関を設置することです。今はばらばらに設置されていますので、中核市としては非常に非効率です。それぞれの法律や条例で、一個一個委員会を立てているということよりも、子どもの権利ということで一本にし、第三者機関を設置した方が効率的です。こういうことは条例でなければできません。教育委員会で言うと、いじめ対策法に基づく第三者機関設置というのは、いじめが起きたら立ち上がるということになっており、縦割り型でばらばらと設置されています。これは案ですが、子どもに対しては一本化してしまった方が良いのではないかと考えています。

ユニセフが示す子どもにやさしいまちの認定を受けるためにクリアする条件、9項目に関しては、このような課題が現段階ではあるということをお見知りおきください。

特に(3)ですが、前回具体的に子どもたちから提言がありました。これから子どもたちが検討していくということなので、出発点として、条例を子ども委員会からの提言を受けて実現した成果として位置付けてはどうでしょうか。もしくは、市制101年目の事業という形でも良いのかなとも思います。

(1) からが前回示された、子どもたちが検討している項目になります。遊び場、スポーツに関して、今まで議論してきた中身に各委員の意見を足しています。例えば居場所の確保、地域資源として市民センターや体育施設を子どもが使えるよう施設利用の拡大が必要じゃないかというのが、皆さんからいただいた意見です。また、いわゆるイベント型ではない参加型の地域行事や文化的・社会的行事をやってほしいという意見がありました。安全、安心では、水や衛生面、公園の周りが怖いということがありました。これも前回子どもたちから提案のあったことです。

(3) が福祉、人と人との交流、困っている人が守られるまちということ。子どもたちの役割ということになりますが、前回の子ども委員会からボランティアとして参加しているということもあり、子どもたちから様々な提案をいただいています。地域のごみ拾いとか、様々な活動に参加しているということもあったので、そういう役割が地域

で認められるようになる。

(4) が環境で、自然豊かなまち、きれいなまち。自然が守られていると同時に、子どもたちが自然に親しめる環境がなければならないというのは、前回子どもたちから定義されている中身です。カワセミがいても川瀬を見に行ってはいけないということではダメだということ。これについては、前回項目しかいただいていないので、11月に子どもたちから一定の意見が出てくるかと思います。

(5) は商業、交通、観光、企業との交流、人材育成の仕組み。ここから先は、今日議論していく中身となります。条例づくりをしたら、まず子どもの参画の仕組みを確立する。このために子ども委員会を設置する。先生方からもご提案いただいているのですが、小中学校の児童会、生徒会を中心に新しく組織化していこうというのが、八王子型の発想です。前回紹介した札幌市をはじめ、多くの自治体は子ども議会だけです。それだと全市域から意見をもらったということになりません。八王子型は、教育との連携による子どもの参画です。これは人材育成、市民を育てるという枠組みです。児童館等の代表により子ども委員会が構成され、最終的には子ども議会方式なのか、今やっている意見提言方式なのか、シンポジウム方式なのか、今後子どもたちが様々な論議をしていながら決めていくような形になれば良いと思っています。条例を作る過程で、市民活動からの提起というのも必要であり、市民委員会をつくらなければいけない。専門委員会とは別に市民委員会を設置し、子ども委員会と並行してできるような形になれば条例がより市民化されます。作る過程が大事というのは、前回報告があった奈良市の条例策定過程でもあったとおりです。条例をまとめていくときに、各種委員の代表による全体会を設置し、それぞれ確認するような形をとります。条例が策定された後、全体会は毎年子どもに関する様々な報告が行われるような場となれば良いですね。

今後のスケジュールですが、子どもミライフオーラムを受けて、市制 101 年目の事業としてスタートするような形を取り、次年度からそれぞれの専門委員会をスタートさせ、2020 年くらいに策定というのが、無理のないスケジュールなのかなと。当初、来年条例ができていた予定でしたが、市民の意見調整に時間をかけることも必要ですし、子どもも含めて全体を考えてもらう。新しい委員会を作るのであれば、条文について児童会や生徒会にも意見をもらいたい。子供向けのガイドブックや解説書をつくるのも、子どもたちの参画で、子どもたちが分かりやすいものを作る。となると、やはりこのくらい時間がかかる。皆さんから前回いただいた意見含めまして、まず条例化の根拠と必要性に

関して、しっかり報告をしていかなきゃいけないということになるかと思います。こんな形を夢見ているんだよというものを何本か出しながら中間報告し、子どもミライフフォーラムと同じような形で中間報告書を市民の方に提示したいと考えています。

以上が資料説明と私からの報告です。中核市として、八王子市の地域性や位置付けを含め、一番大きいのは少子化対策です。子どもたちが生き生きしている姿を多くの市民に知ってもらって、八王子に住みたい、と思ってもらうのが最終目標になります。そういう思いや願いなど含めてご意見をいただければと思います。

【岡崎委員】

私も条例を策定するとしたら、やはり子どもの参画の制度化というものが根本になると思いました。いかに子どもの参画を法制化して条例に載せるかということが、一つの大きな骨格です。また、子どもの権利と参画が一つの柱であるとともに、それを守る大人の義務と責務というのが二つ目の柱なのかなと思っています。条例の中には子どもが参画できる分野をきちんと載せること。それを実現するための組織、担保する組織をきちんと明記するということが必要だと考えていました。地域における子ども包括支援センターのことであるとか、人材のことであるとか細かい部分は条例に載せず、一つ一つの施策などで対応できるのかなと思いました。

【井上部会長】

細かいところは子ども育成計画がありますし、今回の地域福祉計画も含めて動きますから、そこまで条例で定める必要はないと思います。条例で必要なのは、今ない制度、法律等で定めていない制度をつくることです。また、権利擁護のように範囲が決まっていることについては、八王子の子を対象とするには条例でないとダメです。東京都が作ると東京都が関与するところにしか及ばない。児童養護施設と都立の学校は関係してきますが、他は協力するという形にしかならない。八王子が作ると、市が管轄・監督している保育園や学校は全部含まれます。そこは条例化の大きな意味だと思います。ガイドラインや基準は各部署でつくり、実行していくことになるでしょう。

また、子どもの権利条約に基づいた啓発機能を果たすよう、子どもに分かりやすい条例作りも重要です。分かりやすい条例の策定は大人の義務。川崎市は学校に配るガイドブックを作りました。児童館や生徒会を含めるならば、そこまでやる必要があります。

【中込副部会長】

児童会、生徒会を位置付けてと書いてありますが、上から「はい、こうしますよ」と

いうのは、みんな驚きます。やはりある程度時間をかけ、「どうしたらいい?」「こういう組織があるからここを使おう」ということを子どもたちから出させたい。せつかく条例をつくるのであれば、耕すことがすごく大切。ミライフオーラムや今までの市長への提言で、かなりいろいろなところを耕したと思います。子どもたちも考えると思うので、「ここを使うといいよ」とか、「ここならできるよ」とか、そういうことを求めたいなど思っています。

【井上部会長】

条例の検討は各学校、子どもたちでやっていただく。そして、最終案をもう一度子どもたちに戻して、お互い確認する。その過程が子どもたちを教育することになります。結果として考えてもらうことにもなります。大人が勝手につくった条例を子どもたちは大切にしてくれない。その過程を飛ばしてやってしまうのは、八王子としては嫌だなど。子どもたちに一個一個参加してもらうには、二年間は必要です。ただ、あまり長いと子どもたちも疲れてしまいますし、代替わりもしてしまうので、関わった子どもたちが最後責任を持てるよう二年から一年半くらいで考えてみました。

【中込副部長】

ある程度の枠とか想いとか、下書きみたいなものはつくっておいてはどうでしょう。

【田中委員】

私は条例をつくるために、子どもたちをどうやって集めるかについて考えていました。小学校が5ブロックあるので二人ずつ出してもらって、中学校は4ブロックで三人ずつ出してもらって、あとは児童館関係が15人くらいかなと。

【井上部会長】

中間報告では具体的な姿も見せていきたいと考えています。前回、小学校区や中学校区の意見をいただいて、どのくらいの規模でやろうとか、議論したところなので、おっしゃることも中間報告に盛り込んでいきましょう。こういう形でスタートしたいということも大事かと思います。

【田中委員】

こちらである程度の案をつくって良いのかもしれないが、先に子どもたちの意見を聞きたいところもあります。

【井上部会長】

仕組みは提案しても、中身は子どもたちに考えてもらわなければいけないです。ただ、

子どもたちに全部考えろと言っても無理で、権利擁護のことを考えなさいと言っても、子どもたちにしたら何それということになってしまう。専門の方々に考えてもらいながら、子どもたちに大事なところを考えてもらう。私たちが子どもとセッションする中で随分刺激を受けましたよね。そうしたことが条例化の中でも大事で、八王子の伝統として残ることによって、子ども会議とか委員会の意味がある。その過程がないと、審議制の仕組みでやるよとポーンとやってしまうと、消滅してしまいます。つくる過程から大事にしたいなという想いがあります。田中委員がおっしゃったように、ある程度こういう仕組みでいこうよということも提示したいです。こうやって意見を吸い上げて、こうやって私たちは考えていますと。八王子って地域性が違いますし、その辺のバランスも考えて提案していく必要があります。

【田中委員】

かといって、委員の数があまり多くなってしまうのも良くない気がします。

【井上部会長】

そうですね。委員会となると15人や20人でとどめないと成り立たなくなってしまう。

【立石委員】

私が思っているのは、子どもたちが意見しやすい環境をつくるということです。どの意見もとりにあえず〇（まる）、いろんな意見があって良い。こんなこと言ったら恥ずかしいとかで言えない、大人や誰かが言っているのだからこれでいいのではなく、子どもの意見を引き出せる環境を作ればいいなと考えています。

【井上部会長】

八王子は都市として大きいのでそこが難しいですね。そんなこと言うけど俺たちの意見なんて聞いてくれないじゃないかとなってしまうのが一番怖い。

【井上部会長】

学校からではなく、地域から意見を吸い上げるのも課題ですね。子ども委員会のときに市民センターを使うと怒られてしまう、団体登録を求められてしまうということがありました。

私たちは児童福祉分科会なので、18歳未満を対象としていますが、ユースをどうしましょうか。若者とか子どもの意見を反映させる仕組みを考えるときに、ユースをどう使うのかということが出てきます。かつては青年会がその役割にありましたが、今はどうなのでしょう。

【田中委員】

町会の青年部はあるところにはあります。八王子まつりをやっているような町会には残っていますが、年齢層は上がっています。

【井上部会長】

八王子の課題ですね。若い人を育てないと間が飛んでしまう。子どもたちに文化を伝えると口で言うのは簡単ですが、子どもたちは体験して、そこに参画して初めて文化を取得していく。その仕組みをむしろ大人たちがなくしてしまっていて、イベント型の行事を多くしている。その日参加するだけの子どもたちからすれば、ディズニーランドに行くのと変わらない。豊かな「はちおうじっ子」を育てるなら、地域の課題とかユースをどう使うのが課題です。

【岡崎委員】

私はニュータウン在住ですが、親も含めてもともと八王子という感じではない。それでも、人口は増えているし、面積的にもある程度の規模がある。そこに引っ越してきて、そこで育った子どもたちをいかに自分たちは「はちおうじっ子」だって思わせるかが大事です。もともと八王子だったところにはお祭りもあるし、青年部があるかもしれないですが、ニュータウンにはない。子ども会もないところが多く、ニュータウンの子どもたちをどう巻き込むのが課題です。

地域運営学校が多くなっているが、先進的な地域であっても、そこに子どもは入ってないように感じます。学校運営の中に若い人たちの意見が取り入れられると、もっと一体感が出ます。子どもは学校にいる時間が長いので、学校での自分たちの権利とか、そういうことが学校運営と非常に関わってくると思います。

【井上部会長】

学校を地域に取り戻すというのは課題ですよ。かつて学校は地域のものだったのが、いつの間にかスポーツ少年団と老人会のものになっている。今の地域運営学校は学校に関わる以外踏み込んでおらず、意見を出せていない。

【田中委員】

地域運営学校は、やろうと思えばいろんなことができる仕組みになっています。

【井上部会長】

前回は公園が話題にあがりましたが、子ども参画をやりながらの地域の居場所づくりですね。地域にそういう仕組みをどうつくるか、ある程度考えていく必要があります。

子どもたちから「遊び」についての意見がありました。委員の皆さんからも遊びをどう確保するかという意見がありましたが、子どもたちが真ん中にいないと遊びなんて発想は出てこない。条例では遊びの大切さについて盛り込めるが、同時に地域の仕組みも提言してかないと理念だけの条例になってしまいます。

【岡崎委員】

子どもの運動会や学校の発表会には、普段どこにいるか分からない大人やおじいちゃん・おばあちゃんが集まってきます。子どもって地域のコミュニティをまとめる一つの核になるものだと思います。昔は神社であるとか公民館がコミュニティの核になると言われていた時代もありますが、今は学校がコミュニティの核なんじゃないのかなと思います。

【田中委員】

地域運営学校の発想は、学校が核ということです。学校運営協議会と生徒会の話し合いをやっているところもありますし、それぞれの委員が意見交換会をやっているところもあります。

【井上部会長】

制度化できると良いと思います。ただ、あまり学校に依存し過ぎると教職員がもたなくなってしまうので、地域子ども計画の中で住民が担うということにしていけないといけない。

【田中委員】

地域運営学校では、学校運営協議会に権限を持たせています。学校運営協議会が決定できることは多い。

【岡崎委員】

児童会制ということが出ましたが、意見を集めること自体は簡単です。ただ、子どもの意見を市に直接持って行くだけでは、地域の人たちはどんな意見があったか分からない。地域の大人を通して持って行かないと、子どもたちがどんなことを考えているのか分からない。子ども会、自治会、地域運営学校を通して意見を集約したいです。

【井上部会長】

地域運営学校は全校展開されているのでしょうか。

【田中委員】

今三分の二くらいの学校で実施しています。平成30年までに全校展開となります。

【井上部会長】

地域運営学校に役割をお願いすることは可能でしょうか。

【田中委員】

できると思います。

【井上部会長】

地域運営学校が力を持つかどうかは地域柄もあるが、少なくともそういうことを考えてもらって、地域子ども計画の中に文化のふれあいや遊びについて、必ず入れてもらいましょう。

【岡崎委員】

幅広い人たちが参加していますからね。

【井上部会長】

制度が形骸化してしまうのも課題。地域運営学校は国が言うほど学校の運営に口を出していません。避難訓練や地域総合避難訓練とか、そこまではできる。ただ、文化的なことを含めて、地域の子もたちが住民と集まって何かやるところまでは踏み込んでいません。住民組織というものが問われていると思います。

学校は、本当に子どもが集まれない。毎週とは言わないが、子どもたちが集まって何かできる仕組みというのはどうでしょう。

【立石委員】

子どもたちって土日は習い事とかで忙しいですよ。

【井上部会長】

毎週は無理かと思いますが、地域で計画を立てれば、それなりの人たちが集まるのではないのでしょうか。強制する必要はないと思いますが、計画として位置付けられれば良いですね。教育委員会と連携して、八王子の子どもたちが行動する日、考える日と位置付け、その企画は子どもたちと考えて作らなければいけないといった形にすれば、地域ごとに違うし、その結果を発表してもらえば面白いかもしれない。子どもたちにとって何が大切かを出していくと条例化する意味は大きい。ただ、条例があるだけではダメで、毎年取り組みを続けていくような仕組みも考えておく必要があります。条例はあるが一回作ったきりというところが多く、そのうちあるかないか分からなくなってしまう。やはり啓発活動と実践的な活動をぐるぐる回していく仕組みを作っていくといけません。

これだけ大きい都市なので条例もたくさんあります。みんなに知ってもらえないと話にならないので、子育てプロモーションとリンクさせながら周知する。各地域で意識化するような仕組みを作らないと、関係ないやと思われてしまいます。

【立石委員】

ニュータウンの人で市の会議に参加するために、八王子駅前に初めて来たという人もいます。

【井上部会長】

そうですね。全市の子どもたちが交流するという意味では、子ども会議は大きいです。子どもたちが八王子市＝地域を考えてくれるような仕組みや骨格をつくっていかないと条例化する意味はありません。協議を続けながら、子どもたちにいろんな意見をあげてもらう。今一番子どもたちからあがっているのは、遊び場の問題です。中間報告では、そういったことも含めて、考え方を示し、オーソライズしてくような形をとりたいと考えています。

【事務局】

以前、この審議会の部会として、子ども委員会を位置付けるという話がありました。調べたところ、部会の委員は社会福祉審議会の委員で構成されることになっており、子どもたちは審議会の委員ではないため、位置付けが難しい状況です。

【井上部会長】

別要綱を作らないと無理ということですね。

【事務局】

要綱設置となると議論の結果が提言という形をとれません。

【石田委員】

臨時委員ではいけない理由があるのでしょうか。

【事務局】

臨時委員も通常の委員も委員にできる条件は同じです。

【石田委員】

その他市長が認める者ということで実現できないのでしょうか。

【井上部会長】

市長が認めるものということで部会を設置できるのなら、それでも良いです。

【立石委員】

子どもたちが参加できるためにどうしようかという話をしているので、子ども委員会を設置する可能性は潰さないでほしいです。

【井上部会長】

形にはこだわらないので、子どもたちが意見をあげる仕組みの中で要綱が良いのか、市長が認める臨時委員が良いのか。実現の方法に関しては、事務局で検討願います。他市では要綱でやっているところが多いです。

【田中委員】

要綱の方がやりやすいかもしれないですね。

【中正子どものしあわせ課長】

臨時委員ということになれば法務担当との調整が必要になります。

【井上部会長】

子どもたちに臨時委員になってもらい、正式な身分で参加してもらうのが一番良い方法です。

【中正子どものしあわせ課長】

子どもたちに参加してもらっている間の補償ですとか様々なことをクリアしていかないといけない。

【井上部会長】

いろいろ課題が出てくるかと思うので、どちらの方が良いのかについて、またご意見いただければと思います。

さらに報酬と子どもの労働の問題があります。夜間に開催するとなると制約が出てきます。要綱を設置した方がいいかもしれませんね。

条例上の委員は責任が重い。一番いいのは市長から正式に任命されるという形ですが、こだわるわけではありません。子どもの参画を実現できないことが一番困るので、できる方法でお願いします。

【石田委員】

分科会の運営要綱に社会福祉審議会の委員であることは書かれていませんね。

【井上部会長】

子どもにやさしいまちづくりを目指すということは、子ども育成計画の大きな目標です。中込委員に加わっていただいているのは、児童福祉の範囲にこだわらず、福祉と教育をまたいでやるということです。八王子らしい審議会の形です。問題は子どもの意見

を聞く方法で、私たちと対等な立場で入っていただくのが一番良い。子どもは児童福祉法に書かれているように権利主体です。意見を言う主体として、対等の関係になるには同じ委員の身分というのは良いですが、それにこだわってしまい、委員が集まらないということになってしまうのは困る。要綱でも構わないが、保護者への説明があやふやになってしまうのも困る。その辺りを事務局でご検討ください。他にありますか。

【中正子どものしあわせ課長】

八王子市では子ども家庭支援センターと保健福祉センターを、国が定める子育て世代包括支援センターとして位置付けました。

【井上部会長】

今の八王子のやり方は、国が示したワンストップサービス型にはなっていません。ワンストップ型の拠点を作ることが包括支援センターの考え方です。全国で150か所くらいがモデル事業として指定されているが、八王子はモデル指定されていませんよね。

【中正子どものしあわせ課長】

そうですね。10月からそのように位置付けて、連携を図って事業をやっていくというところですよ。まだ動き出したばかりです。

【井上部会長】

八王子でもワンストップ型を考えていかなければいけない時期に来ています。実現を目指さないと保健と福祉がますます乖離してしまう。ワンストップということは、そこだけで問題が解決しないといけません。拠点はアクセスしやすい場所になれば拠点ではありません。

次回は今回の続きになります。もう少し整理をしていきたいと思います。よろしくお願いします。お疲れ様でした。